

発電用火力設備に関する技術基準の解釈の改正要請の審議について

日電規委 20 第 029 号
平成 20 年 12 月 5 日
日本電気技術規格委員会幹事

日本電気技術規格委員会は、下記のとおり、発電用火力設備に関する技術基準の解釈（以下「火技解釈」という）の改正要請を経済産業省原子力安全・保安院に提出することについて、平成 21 年 1 月の委員会で審議・評価することを予定しておりますので、お知らせ致します。ご意見のある方は理由を付して文書でご提出下さい。

1. 件名

(1) 火技解釈第 9 条（容器の平板）の改正要請

2. 案件の趣旨、目的、内容等について

(1) 火技解釈第 9 条（容器の平板）の改正要請

a. 改正案を要請した委員会

（社）日本電気協会の火力専門部会

b. 改正案の趣旨、目的、内容等

現行の火技解釈の規定のうち第 9 条について、規定の明確化のために見直しを行った結果、下記の事項について改正要望を行うものです。

(a) ボイラー等及びその附属設備

火技解釈第 9 条に規定されている容器の平板の区分に、「周囲が自由支持されているマンホール平ふた板」を追加し、当該マンホール平ふた板の最小厚さを明確化する。

3. 改正要請の提出予定

平成 21 年 1 月以降

4. 問い合わせ先・関連資料入手先・意見提出先

下記に示す問い合わせ先で、関連資料の閲覧が可能です。また、郵送による資料の送付も行っておりますので、お問い合わせ下さい。ただし、複写代及び郵送代の実費をご負担下さい。

（問い合わせ先・意見提出先）

日本電気技術規格委員会 事務局（（社）日本電気協会内）

電話：03-3216-0553 内線 270

FAX：03-3214-6005

E-mail：staff@jesc.gr.jp

所在地：〒100-0006

東京都千代田区有楽町 1-7-1 有楽町電気ビルヂング北館 4F

5．意見提出期間

受付開始日 平成 20 年 12 月 5 日（金）

受付終了日 平成 21 年 1 月 5 日（月）

6．注意事項

ご意見は、氏名・連絡先（住所，電話番号，FAX 若しくは電子メールアドレス）を明記し，書面若しくは電子メールにて提出下さるようお願いいたします。

また，頂きましたご意見等につきましては，連絡先を除き，ご意見の要約又はすべてが公開される可能性があることをご了承下さい。

備考： 日本電気技術規格委員会は，電気事業法の審査基準に引用されるような民間規格・基準等を審議，承認する公正・中立な民間規格評価機関として平成 9 年に設立された委員会で，上記案件は，委員会の規約に基づいて公表するものです。